

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は6月6日の日と同様ですので、御了承願います。

◎日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（太田侑孝君） 日程第1、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と  
します。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

- 10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告してありますけれども、法務大臣より委嘱される無報酬と言われるようなボランティアの位置づけなんですけれども、活動の実費しか支給されていないということですが、具体的にはどのような活動を行っているのか、お聞きします。

- 議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

- 健康福祉課長（北原徳博君） 人権擁護委員の活動等に関する質問ですが、人権擁護委員法に基づき活動をしております。

主な活動といたしまして、町民からの人権に関する相談があります。相談には随時対応していると同時に、年6回、特設人権相談所を開設し、相談に応じているところでございます。

啓発活動といたしまして、毎年度、人権擁護委員の日と定められている6月1日には、川根高校での正面玄関での啓発、各小中学校へ赴き人権擁護についての啓発、静岡人権擁護委員協議会主催の人権擁護啓発用ポスターコンテストの依頼審査を実施しています。

また、人権教室ということで、毎年度、2回程度、町内の小中学校での開催を実施しています。

ほかには、法務局や県が主催する研修会への参加、啓発グッズの配布等様々な活動を行い、人権擁護委員としての活動を行っているところでございます。

人権擁護委員は無報酬であります。活動実費支給として、研修等の旅費につきましては法務局から支給されております。活動に必要な消耗品費等については、役場から支給する形をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 無報酬ということで、報酬がないわけですが、費用弁償があるんですか。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 費用弁償はありません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど、とてもいろいろな活動をされている、役目を果たされているということで紹介されたんですけども、これだけ出ることが多くて、実費、報酬も全くなくて、かかった費用だけしか払われない。何か法務省から払われているということが少し最初に報告ありましたが、町がかかった消耗品を払っているということで、その法務省から出るものというのは、一体何なんですか。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 先ほど申したとおりなんです。法務局から研修会等の旅費については支給されていると聞いています。役場からは活動に必要な消耗品を支給するという形となっております。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど3回で終わってしまったので追加でお聞きします。

本当に大変なお仕事は無報酬で受けてくださるということで、受ける本人もなかなか決断がつくのは大変だと思うんですけども、もう事前にきちんと了解をいただいているんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 議会に諮りました2名の方につきまして、上野直子氏、神谷さつき氏においては内諾を得ております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それと、町が消耗品については実費支払いというんですか、されているということですが、そこに活動費としての支給というのを加算することは、加算というのかな、どういうふうに実費というのを計算しているのかわかりませんが、そこをもう少し活動しやすいように町が支給するというふうにはできないんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 人権擁護委員法につきましては、やはり無報酬のボランティアということに基づき活動しておりますので、現在のところでは活動費ということで支給は考えておりません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
税条例の一部を改正する条例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

今回の税条例の改正で町民や住民に影響があるものは、附則第16条の軽自動車税の税率の特例、グリーン化特例が2年間延長となった点と、附則第17条の2の優良住宅造成のために土地を譲渡した場合の町民税の税率の特例が3年間延長されるという点、2つだけということで、ほかは字句の訂正や当町に該当する施設がない固定資産税の特例規定や新設、被災後3年としていた固定資産税の優遇措置を4年間に延長するもの、また、肉用牛の売却に伴う特例の適用期間の3年間延長など、当町には該当施設や事例がないので影響ないという説明があったんですけども、今回の税法改正の大もとの理由、原因といたしますか、きっかけといたしますか、それは何なのか、お聞きいたします。

それともう1点、影響があると言われた2点について、町への影響額はどれくらいと想定できるのか、お聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 今の質問に対してお答えをさせていただきます。

今回の税法改正の大もとの理由ということですが、経済の成長力底上げのための対策の一つとして、軽自動車税の特例措置の見直しや居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入など、税負担軽減措置の整理、合理化を行う目的の法改正であります。

続いて、影響がある2点について、町への影響額はどれくらいと想定できるかということですが、優良住宅の特例についてこれまで本町での対象となった事例はございません。

また、軽自動車税の特例についてですが、これは、新車を購入して最初の税金1回のみ特例を受けられることから、本年5月に課税通知が送付された方で特例を受けた台数は、自家用の乗用・貨物、合わせて124台です。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例に  
ついて）

○議長（太田侑孝君） 日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

◇

**◎日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す  
る条例について）**

○議長（太田侑孝君） 日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

1点目ですけれども、配偶者がおられる消防団員に22歳以下の子供がいる場合だけ、災害に遭った場合、補償基礎額に加算されている額が217円から267円に50円引き上がるという表を資料としていただいたんですけれども、ほかは全て引き下げとなっています。本来なら火災など起きれば命がけで頑張ってください消防団員の方の災害補償は、引き上げられて当然だと思うんですけれども、このような減額の改定が行われた理由は何か伺います。

2点目は、当町には事例がここ長い年月ないということだったんですけれども、それは本当に大変いいこと、ありがたいことだと思うんですけれども、もしも万一の場合を想定した場合に、実際は改正前と改正後ではどのように変わるのか、事例を挙げて示してください。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

全協でも御説明させていただきましたが、今回の改正は、同補償制度の基礎となっている一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法の改正において、同様の区分に該当する扶養手当が引き下げられたことに伴う改正となっております。

今回の給与法の改正、扶養手当の改正については、まず、配偶者の社会進出の増加等により、扶養手当の支給がむしろ配偶者の社会進出を阻害している要因の一つではという考えのもとに、配偶者に対する扶養手当を減額し、その減額分を原資として子供等に対する扶養手当を増額していくという考えに沿ったものと聞いております。

ただ、議員御指摘のとおり、子供に対する扶養手当のうち、該当する消防団員に配偶者がなく扶養親族がある場合等は、結果的に引き下がるといった状況になっております。これは、給与法の改正においても、昨年12月の給与法の改正のときにもお話しをしておりますけれども、30年度に再度、給与法が改正をされます。扶養区分が配偶者、子、孫、父母等、その他の対象が大きく分けて3つの区分に統一をされることとなっております。この給与法の改正に合わせて、次年度施行前に今回の補償制度もまた再度改正をお願いすることとなっております。

今回、専決をさせていただきました改正は、30年度以降の改正に向けての段階的改正であ

ることから、区分によっては前年度前の状況からは減額となっている区分もあるということ  
でございます。

ちなみに、30年度以降の改正におきましては、配偶者に係る加算額が今回の333円から217  
円に、子に関する改正は配偶者あるなし問わず一律の333円に、その他の扶養親族でありま  
す孫であるとか父母等の場合については、加算額が217円になるといった改正が予定をされ  
ております。

したがって、30年度以降は、結果としては逆に増えるといった場合のことも想定されると  
いうこともあろうかと思えます。

想定するケースとしての御説明をさせていただきますが、仮に団員と生計を一にする妻と  
15歳の子供がいる勤続15年の分団長クラスの方が、不幸にして公務災害によって殉職したケ  
ースを想定をすると、この災害補償年金の考え方が、補償基礎額に先ほど来申し上げており  
ます扶養状況によります扶養加算額を加え、係数を乗じた額といった計算式になっておりま  
す。

先ほど申し上げましたケースによりますと、まず基礎額が1万1,500円、改定前の扶養額  
加算につきましては、妻が433円、子供一人といった形で、配偶者がいる子供ということで  
217円を足し込みまして、係数として201という係数を掛けます。したがって、年間の災  
害補償年金の額としては244万2,150円となります。

今回の改正を受けて同様の計算をいたしますと、総額が243万2,100円といった形で1万  
500円の減額となります。30年度以降の再度改正を経た後の金額になりますと、合計で242万  
2,050円と、28年、今回専決する前の額と比較しますと2万1,000円の減額、今回改正をさせ  
ていただいた額と比較すると1万500円の減額といった形になります。

また、議員御指摘の金額が状況によって下がるといった区分で、配偶者がいない、子供が  
いる場合の加算額の計算をしますと、基礎額に、配偶者がおられないということで加算額と  
して足せる分は子供の分といった形になりますので、基礎額に今回の改定の前は加算額とし  
て子供367円を加算した分に、先ほど同数の係数201を掛けた係数、合計として238万5,267円。  
それが、今回の改正によりまして加算額が333円となることから、合計で237万8,433円とい  
った額になり、その差額は6,834円の減額となっております。

30年度以降につきましては、今回の改正の額と同じという形になります。配偶者がいない  
場合の子供については、30年度以降は今回の改正と変わりませんので、支給額としては237  
万8,433円といった形になりますので、28年との差額の金額は今回の改正を受けますので下  
がりますが、29年以降については今回の改正後同じといった形になろうかと思えます。

あくまでも先ほど申し上げました想定ケースでの試算でございますけれども、イメージ的  
には基礎額に加算額を足し込んだものに係数を掛けるといった数字。加算係数については、  
給与法の改正を受けての変更を反映しているということ。また、給与法の改正を受けて、30  
年度以降については、議員御指摘の子供等に対する区分については、なくなるといった形で

一本化されるというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

事前に聞いていたこととちょっと違って、とても詳しい説明をいただいて、わからなくなりそうですけれども。ということは、30年以降のための今回の暫定的な変更という、改定ということかなと思いつながりながら聞いたんですけれども、今回だけで終われば本当に減額するところがあるけれども、課長の今の説明では、30年度以降は今回減った分も元に戻るんだよという、そういうお話ですか。減額にはならないよと、一本化されて子供の部分がなくなって、なくなるというか、子供の部分も合わせて補償として支給されるようになる、その部分は加算が戻るんで、支給される額は減りませんよというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 申し訳ございません。説明のぐあいが申し訳ございません。

考え方としましては、28年度までの状況から、今回改正をさせていただきます。その改正後については、今専決の御承認をいただいている内容については、子供の部分が区分が2つございます。そこがなくなりますということです。

したがって、その部分が一本化されることに伴って、今回配偶者がいない場合の子供については333円という金額になりましたけれども、そこについては今後ともそのままずっと変わりませんという形です。逆に配偶者がいる子供については267円だった部分が333円になりますので、配偶者がいる、いないにかかわらず、子供については333円といった加算になりますので、その部分については一本化されるというものです。

28年度以前と比較すれば、当然減っている部分もございますので、全然減らないかというところ、そんなことはないというところは確かにございますけれども、制度一本化の中で対応させていただくと。また、今回お願いするものには、議員お話あったとおり、30年度を見据えての段階的対応といった形で御理解いただければと思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） かなりわかってきました。

子供の部分は2つの区分があって、いる場合は上がるけれども、今回、配偶者がいない場合は下がるよというのを、今度30年度には一本化して両方とも333円にするよということで、そうすると、配偶者の部分は今回加算額が100円下がるんですけれども、もうそれはそのままだよということなんですね、30年。そうすると、全体としては、お母さんならお母さんがいて、子供さんがいらっしやると、合計ではやっぱり下がっていく。今よりは下がるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、配偶者の部分について



も30年度以降は217円、現行下に関しては333円ですので、配偶者の分は下がります。したがって、総論的に言えば、議員御指摘のとおり金額的には下がる部分があるかというふうに思います。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

原案に反対の立場から討論を行います。

町が決めたことではないとはいっても、本当に非常勤の消防団員という立場の方々、危険な作業、何か火事とか救難作業とか、招集がかかれば危険なところへまっしぐらに行き行動をしなければならない。そして、その一家の支えを待つ家族の人たちにとっては、本当に帰ってくるまでは、はらはらの厳しい任務だと思えます。そういう人たちに対して、私は社会保障というべきこういう補償、公務災害補償などというものは、徐々にでも上げていくべきことではないかと思えます。それを、行政が決めたことではないにしても、国が決めたからその言うとおりにやりますということでは、私は住民を守る地方自治体として、本当にそれでいいのかなというのを聞きながら疑問を抱いていました。

結果的に、30年以降は女性が社会参加するようになったから、その妻に対する補償は下げていいんだと、本当にそれでいいのでしょうか。本当にそういうふうはこの町の行政の方、トップ、あるいは皆さん、それから議会の議員の皆さん、考えているのかなと、もうこれは私は納得できない状況です。

そしてまた、これを、こういう不利益な改定に対して、議会にきちんとかけて議論もしないで専決で決めてしまうということも、非常に行政としてやってはいけないことではないかと思えます。例えば今回は上がる部分がある、1カ所だけ、配偶者がいる子供の場合は50円上がるということで、その部分は間に合わないかというか、先に専決でやったとしても、減額になる部分は、せめて後から議会にきちんとかけて議論して決めていくべきじゃないか。それが議会がある役割であるし、行政も議会をきちんと尊重する立場ではないかと思えますけれども、そういう意味で、不利益な改正に対する専決処分を行ったという点と、それから厳しい条件のもとで命がけで頑張ってくださっている消防団員に対して、その留守家族の人たちに対するいざというときの補償を引き下げるなど、本当に考えられないことを今回提案されたということで、専決でやってしまったということで、私は到底賛成できないということを表明いたします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 私は、承認事項の承認第3号、専決処分をした事件の承認というこ

とで、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、総務課長の説明にあったとおり、この改正の背景というのは、女性の社会進出を阻害している要因である扶養手当の見直しというものが給与法の改正によって行われたという社会的背景があるということが、まず第一であります。

そして、この条例における損害補償の算定の基礎となっている額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき定められており、基準政令に規定されている補償基礎額の加算額及び加算の対象については、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められているものであり、この基準が変わったことによる見直しであるということでもありますので、今回の条例の改正については賛成といたします。

以上であります。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）を採決します。

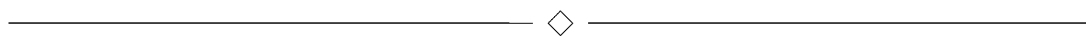
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について（川根本町職員給与に関する条例の一部を改正する条例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第6、承認第4号、専決処分した事件の承認について（川根本町職員給与に関する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号、専決処分した事件の承認について(川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について(川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について(平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号))

○議長(太田侑孝君) 日程第7、承認第5号、専決処分した事件の承認について(平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号))を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

平成28年11月に亡くなったということで、年度をまたいで合計6万800円の還付が生じたことが、厚労省から4月に通知が来てわかったので、出納閉鎖後なので29年度補正で3款に前年度繰り上げ充当金を新たに設けて、1項1目22節で繰り上げ充当金として返還したという補正予算の内容なんですけれども、何か月分で、御本人は亡くなっていらっしゃるわけですから、どなたに返還をしたのか伺います。

○議長(太田侑孝君) 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長(坂下 誠君) 今の質問にお答えさせていただきます。

何か月分というものは、2カ月分となります。

誰にとということにつきましては、その死亡された相続人の方に返還をさせてもらっております。

以上です。

○議長(太田侑孝君) ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 6万800円で、2カ月分で間違いありませんか。

○議長（太田侑孝君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 詳細を申し上げますと、対象者は全部で32名おります。それで、そのうち死亡の特別徴収者が26名。そして死亡の普通徴収者が1名。この方につきましては、当然、今お話ししたように相続人にお返しさせてもらっております。あとですけれども、転出した特別徴収者や転出した普通徴収者が1名おりますけれども、それにつきましては本人に返させてもらっております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号、専決処分した事件の承認について（平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、承認第5号、専決処分した事件の承認について（平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定しました。



### ◎日程第8 議案第29号 工事請負契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第29号、工事請負契約の締結についてを議題とします。  
本案について質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従って、3点お聞きいたします。

1点目は、5月29日に5社による指名競争入札を行い、予算額9,766万1,000円で、入札予定価格が閲覧をしたところ9,764万7,000円というふうには書かれていましたけれども、これを7,819万2,000円で静岡市の丸友開発株式会社が落札しているものですが、指名業者の

中に、5社の中に、町内業者を1社も入れなかった理由は何なのか、お聞きいたします。

そして2点目は、どのような資格が必要なのか、請負業者に。また、下請に出すことはできないのか。町内の業者でも下請に出せば、専門の下請などに出せると思うんですけども、そういうこともできなかったのかどうか、お聞きします。

そして3点目ですけれども、2炉一括ではなく、分割したらどうなんだということが全協で質問があったときに、400万円ぐらいの差が出るという説明があったわけですけども、400万円の差というのを誰がどのように計算をしたのかについて、お伺いいたします。

○議長（太田侑孝君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　ただいまの御質問について御説明させていただきます。

まず1点目の、今回の工事におきまして、指名業者が町内業者1社も入れなかったという理由についてですけれども、今回の工事におけます設計金額が9,000万以上であること、また、工事の内容につきましては、ダイオキシンを含む解体工事、処分工事であることから、工事施工に当たりましては、労働安全基準法によりまして汚染物質の作業指揮者が必要であります。それに準じまして、作業従事者につきましても、暴露防止対策等の特別教育を受けることが必要となっております。

今回につきまして、選定に当たりましては、土木工事業、建築工事業、とび工事業の業種におきまして、3つの業種全てにおきまして特定建設業の許可を満たしている業者を選定しております。このことから、町内業者におきましては土木工事業、建築工事業、とび工事業の業種全てにおいて特定建設業の資格を有している業者がなかったということから、残念ながら今回の指名業者に選定することはできませんでした。なお、町内業者におきまして、土木工事ととび工事業につきまして、特定建設業の許可を持っている業者はございます。

続きまして、2点目のどのような資格が必要なのか、また、下請に出すことはできないのかという御質問に対してですけれども、今回の資格につきましては、今述べましたように特定建設業の許可が必要となっております。この特定建設業というのは、発注者から直接請け負った工事代金について、4,000万円以上の工事については下請契約を締結することができるという形になります。これをする場合に特定建設業の許可が必要であるという形になります。下請に出すことについては可能でございます。ただし、下請につきましても、下請する業者がやはり特定建設業の許可を持っていないと、下請を受けることができないという条件になります。

また、今回の場合ですけれども、今回の工事におきましては、やはりごみ焼却炉の廃炉の解体工事になりますので、ダイオキシン等の絡みもございます。そういうことから、下請業者につきましても、やはりそれなりの資格を持っている業者が受けないとならないというふうに考えております。

3つ目の質問ですけれども、2カ所の工事をそれぞれ発注じゃなくて、何で一括でやって400万円ぐらいの差が出たかということですけども、これにつきましては、平成28年度、

昨年度なんですけれども、この中間処理施設、今回のごみ処理解体工事におきまして、事前調査業務を昨年度発注をしております。その業務発注の中で、今回の工事の設計につきましての設計仕様書、それから工事の概算見積もり等を事前に算出をさせていただいております。

なお、建設工事につきましては、直接工事費とそれから間接工事費に基づきまして工事費のほうの算出が構成をされております。なお、間接工事費の中には共通仮設費や現場管理費、また、一般管理費という形の経費がございます。今回の場合ですけれども、この間接工事費につきましては、直接工事費の金額が大きくなることによりまして、逆に間接工事費であります共通仮設費、それから現場管理費というこの諸経費率が逆に下がってきます。そういうことから、金額を今回の場合一本にしたことによって、直接工事費が大きくなったことに伴いまして、間接的にかかってくる共通仮設費や現場管理費、こちらのほうの経費が下がったことによって差額が発生しております。

以上となります。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第30号 平成29年度川根本町一般会計補正予算

（第1号）

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第30号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

何か通告をした内容でページ数が違うところがあったということで、事務局で直してくださいというので、直していただいたほうで質疑をいたします。

まず最初に、35ページの給与明細書ですけれども、町などの共済費が18万5,000円増えているわけですけれども、どこにこの18万5,000円が入っているのか伺います。

それから2点目ですけれども、人件費補正で増額6,000万円余、減額4,000万円余ということで、差し引き2,000万円余の増額になっているんですけれども、退職者は課長職で5人、職員で1名、それから新採の職員が5人ということで、差し引くと職員は141名から、140人へ1人減っています。そして、課長職は6人になったということで1人増えていますけれども、これだけの異動といいますか、機構改革や異動の中で2,000万円余の人件費の増額になるのはなぜかということをお聞きいたします。

それから3点目ですけれども、22ページの6-1-9測量設計委託料300万円ですけれども、ヒロヲの茶園の陥没についてですけれども、数カ所陥没ができていたということをお聞きしたんですけれども、今回ボーリングして陥没の原因を調べるとの説明でしたが、中山間整備総合事業で茶園を造成したもので、この工事を何年に幾らかけて、どのような工事をしたのか伺います。そして、そのときの施工業者はどこだったのか、それから、今後修復に係る財政負担の見通しはどのようにになっているか、お伺いいたします。

続いて25ページです。

7-1-4の交通整理業務委託238万7,000円について。奥地に優秀な観光地があるにもかかわらず、狭隘な県道が1本という状況がずっと続いているんですけれども、すれ違い困難箇所が何カ所もあって、しばしば渋滞をして、いろいろ待ち合わせの信号をつけたり、県のほうも少しずつは拡幅してくれたり、それから町は交通整理をお金をかけて配置したりという、いろんな苦勞をしているんですけれども、お客様からは渋滞にかかってもうこりごりだという声もよく聞きます。

今回は、本当にあってはならないというか、予測できることなんですけれども、救急車が渋滞に遭って2時間以上も寸又に着くのにかかったということで、これは大変な命にかかわる問題であり、重大なことにならずに済んだようなんですけれども、今後どういうことが起きるかわかりません。交通整理を今回町が増やして、整理日を増やすということで、このことには何ら異論はないんですけれども、こういう状況を県に伝えて、もっと拡幅工事のスピードを上げるように要望するというのと、それから、それまでの間は対向車が来ていることを知らせる信号を増やしたり、箇所がもしかしたら信号があった箇所なのかもしれませんけれども、もっと目立つようにその信号を工夫して突っ込んでこないようにするとか、命にかかわることとして本当に強く要望すべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

それから5点目です。工事請負費の99万9,000円について、光岳の山小屋に火災報知器をつける費用との説明だったんですけれども、99万、約100万円の金額というのは、この説明だけでは非常に高いお金がかかるんだなと思います。どういう工事の内容なのか伺います。

それから6点目ですけれども、7-1-7もりのくに運営費の工事請負契約費185万8,000円について、受付棟から下のコテージ棟へ行く木製の階段の道の補修、手すりということですから、手すりを取り替える理由と、それから工法や距離など、積算根拠を求めます。以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、順番に御説明をさせていただきます。

まず、給与明細、共済費の関係の御質問からお答えをさせていただきます。

事項別明細35ページに18万5,000円と差額の数字が出ておりますけれども、この内訳、どこに入っているかという御質問です。予算書でよりますと10ページのところの2款1項1目総務管理費の中の共済費増額分の中にまず17万円。同じく25ページの10款1項2目教育委員会事務局費に同じく1万5,000円を計上させていただいております。内訳としましては、御説明したとおり、共済掛金率の変更に伴う対象者、特別職分の共済費の増加分を2項で計上させていただいております。

引き続きまして、人件費の補正の関係で増額になったことに関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、最初に当初予算における人件費の計上の考え方を御説明させていただきます。予算編成時、12月から予算編成始まりますけれども、人件費につきましては予算編成時、12月議会に通常計上させていただいております給与改定、その後の状況をもとに試算をし、その額から予算編成年度末での退職予定者等の人件費を除いて、新たに新年度採用を予定をしている者の人件費を加えるといった形で予算計上させていただいております。したがって、当初予算においては退職者分、今年の場合は5名の課長職、1名の一般職、1名の業務職という形になりますけれども、の分の人件費を含んでいない、新たに含んでいるものとしては、新規採用分の職員分を含むといった形で予算計上の考えを持っております。

したがって、4月1日付の人事異動により、今年度の場合は新たに6名、5名課長が退職しましたけれども、課が増えましたので課長級が6名、1名増員になっていますが、の課長と室長職のうち、室長職、給与表でいいますと、うちの町は4級と5級の職員が室長職になっておりますけれども、新たに5級になった者が28年の給与改定時から比較しますと10名、5級の職員が増えております。4級職員は1名増でございますけれども、その辺の増がなっております。

したがって、今回の補正につきましては、4月1日付の人事異動に伴う昇格分の補正として、当初含まれていない昇格者、課長、室長等の分の差額分が増えている部分。また、そのほかの要因としまして、例年、職員の給与改定については人事院勧告を受けまして12月補正をお願いをしておるんですけれども、その際も、現在休職とか育児休暇等で長期休暇、長期休暇という表現がどうかあれですけれども、職員分の給与として、その職員が復職した後の給与をその改定の際に織り込みをさせていただいております。通常12月であれば12月以



降、1月、2月、3月、3カ月分でございますけれども、今回は6月に改正をさせていただきましたので、6月以降の分を新たに計上させていただきました。したがって、その分、4名おりますけれども、その分の金額、合わせての金額が今回の補正改正のお願いをする金額となっております。したがって、金額的には補正で上げさせた金額というふうになります。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 6-1-9農地費の補正についての質問にお答えさせていただきます。

まず、年度と金額についてですけれども、事業期間は平成16年度から18年度になります。総事業費は2億3,000万ほどになります。この事業費には、工事費はもちろんですが、調査費用、測量費用なども含まれております。

工事の内容ですけれども、造園になりますけれども、造園の面積としましては5.45ha。このうち造園するときのり面もできますので、植栽面積としましては4.41ha。ほかに管理用道路、用排水路など0.67haが主な工事になります。

施工業者につきましては、造成工事のうち、株式会社梶山組さんも含まれているというふうに聞いております。

今後の修復に係る財政負担の見通しということですが、今回調査を行いまして、陥没箇所の範囲、原因を明らかにして、その対策を検討させていただきます。その対策の規模等によりまして、今後、県の支援を受けながら対応をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） 7款1項4目交通整理業務委託料に関しまして、この状況を県に伝えてあるのか、そして、もっと工夫して、命にかかわることですので強く要望すべきと思うがどうかという御質問でございますけれども、近々に町長、副町長、関係課長同席で、土木事務所との意見交換の場が設けられる予定となっております。今までも何回となく観光課長としての立場でお話をさせていただきましたけれども、ぜひその場で再度、報告及び状況をお伝えしたいというふうに思っております。

議員御指摘の観光シーズンの救命救急案件を対処する場合、観光地として大変マイナスイメージを持っていくという懸念を持っております。つきましては、早期の拡幅、改善をお願いしたいというふうに思っております。残念ではありますけれども、完全2車線になるまでには、観光シーズンは交通整理が必要という認識を持っております。現在、狹隘箇所に車が侵入したときには、車が接近している状況をお知らせする信号機がついております。これ3カ所ついておりますけれども、普通の日の交通においては、この信号機は大変有効でございますけれども、トップシーズンになりますと、その信号機では対処できないという問題が生

じておりまして、そういう場合は当面一方通行方式の交互通行規制で対応するのが必要という認識でありますので、秋以外の7月、そしてお盆、9月の連休など計11日間を今回追加補正をさせていただくという予算でございます。

以上が道路問題でございます。

続きまして、光岳の火災報知機についての費用についてということでございますけれども、光岳という特殊な場所でございますので、電気が来ておりませんので、まず感知器と申しましても無線式の感知器として設置いたします。これは、煙が入りますと作動するものを光電式スポットといいます。これは、親機を1個、子機を7個、そしてもう1種類、周囲の温度が一定以上になると作動する定温式スポットというようなのがございますが、これを1基設置いたします。機器類で大体26万円ほどでございますけれども、現在ある機器の撤去、そして処分費などで14万、試験調整、消防書類等の作成諸費で、あるいは出張費用などで30万で、直接工事費で大体70万円ほどを見ております。それにプラス仮設費、現場管理費などが含まれて、今回の99万9,000円という予算を上程させていただきました。

7-1-7 もりのくのにの運営費の工事請負費185万8,000円の工事の内容でございますけれども、取り替える理由と工法、距離などの積算についてでございますが、この階段は、基礎の部分は鉄骨でございますが腐ることはありませんが、その上に乗っている木製の階段がございまして、約25mの木製の階段でございます。手すり部分が腐食しておりまして、寄りかかったり子供が遊びながら歩いていたりしますと転落の危険性もあると判断いたしましたので、手すり部分の全部を取り替える工事でございます。片方25mありますので両側で約50m。積算はその材料代と加工費、そして塗装、防腐剤の注入材など、材料と加工費の手間で約7割、残りの3割が塗装、運搬経費などという構成になっております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

本当に聞いてみなきゃわからないというか、こういう説明を事前にいただけたら質問しなくてもよかったかなと思ったりもしながら聞いたんですけれども、最後の安竹課長のところで、もりのくのにの階段の手すりの修理なんですけれども、防腐剤を注入したりして、やはり同じように木で修繕をするということなんですけれども、木のほうが触った感じがいいというのはあるでしょうけれども、私の家の裏の、すぐ裏のタイザ沢のところはコンクリートの擬木でやっています。これも本当にきれいに清掃しないとカビが生えたりコケが生えたりして、余り気持ちのいいものではないわけなんですけれども、木でやるよりは長もちをして気持ちいい状態を保てるのではないかなと思ったりしたんですけれども、その点は検討されたんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） もりのくのにが平成5年に建設をされておりますので、約24年、

現在の状況で来ておまして、今後新しいものに変えていけば、当面、しばらくは木製でも大丈夫じゃないかというふうに判断いたしました。鉄骨という手法もあるとは思いますが、加工したり、鉄の準備だということでもありますので、また期間がかかりますので、その間の対応というのもありますので、一番早くできる場所を選択させていただきました。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 185万8,000円についての工事内容、長さがかなり往復、両側で50mあるよということで、鉄骨だともっともっと高くなるんでしょうけれども、それにしても手すりだけでこれだけかかるというのは、ちょっと高いんじゃないかなと、私は素人ですのでわかりませんが、気になったんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） 細かいところを言わせていただきますが、木材の柱をつくっていくわけでありまして、ヒノキ材で、それこそ4m材の12cm角が何本とか、45cm角が何本とかという、そういう材料をまず積算をいたしまして、それに単価を掛けます。それに加工取り付け費で大体人工を掛けて一人当たりの金額で出します。そして防虫注入材、塗装費とそれぞれ分けておりますが、加工費が結構かかりまして、切ったり刻んだりということでもありますので、加工と取り付けで約40人工80万弱と、こんなふうな金額で算定しておまして、それにあと、先ほど言いました材料代が入ってきて、養生、運搬、そういったものを積算していきますとこのぐらいの金額になるということで、高い安い判断というのはちょっと私も言えませんが、このぐらいの金額ではないかというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。  
ほかには質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は、原案のと

おり可決されました。



◎日程第10 議案第31号 平成29年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第31号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

7ページの14節その他の使用料というところですが、234万円の増額になっています。医師送迎タクシー代などを増加するということですが、当初予算では145万6,000円計上してあります。2人の先生に臨時的に派遣していただくということが実現をするということで、町民にとっても大変安心が高まってうれしいことなんですけれども、この当初予算と今回の補正の関係で、今回のほうが多いというのはなぜなのかなと思いますので、積算の内容を教えてください。

それから2点目ですが、派遣のお医者さんが2人増えて、開院日数も増えるということで、町民にとって安心が高まり、うれしいことということで、先ほど申し上げたんですけれども、できれば当町の状況を深く把握して下さっている清水先生がいらっしゃる間に、いやしの里だけでなく当町の医療体制を拡充するというので、いやしの里は当町の唯一の町立診療所ですので、ほかの個人で運営されている診療所の先生方みんなお一人でやっというところもありますし、必要があれば、そういう先生方に県立総合病院から代理のお医者さんを派遣していただけるような、そういう体制をつくっていただければ、先生方もほかの個人病院の先生方も安心が高まるのではないかな、その地域の住民の人たちも安心が高まるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことに力になっていただけるように清水先生にお願いして、当町の唯一の公立公営の町立診療所としての役割を果たせるようお願いしたり、取り組んでいく考えはないか、お伺いします。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） まず、14節その他使用料の補正予算についてお答えしたいと思います。

当初で計上しております145万6,000円につきましては、清水医師、水曜日から土曜日の診療でございますが、112回のタクシー送迎代と、ほかには医師が在宅するのに必要な住宅家電、家具等のリース料でございます。

今回の補正予算につきましては、診療体制の変更により、清水医師の月曜日の診療が増えたことと、火曜日、水曜日の担当医師の送迎代が増加したための補正予算でございます。具

体的に申しますと、清水医師の送迎代については、月曜日診療のための送迎分が増加となっていますので、送迎回数が当初の112回から186回となります。火曜日担当医師分の送迎が94回、水曜日担当医師分送迎が92回となります。合計で送迎の回数が112回から372回の送迎となり、このことから234万円の増額となります。

以上が補正予算の内容でございます。

次に、2点目の質問でございますが、町内の医療体制の取り組みについての質問に対してお答えしたいと思います。

現在、町内には5診療所が存在しております。公設民営が2、民設民営が2診療所、公設公営が1診療所あります。5診療所の医師の方々につきましては、現段階では町内の診療に十分尽くされており、診療体制も整っていると考えております。このことから、代理医師の派遣等の体制の取り組みについては、今のところは考えておりません。しかしながら、将来的には重要な課題でありますので、今後、町内の各診療所の先生方と協議を図り、町外医療関係機関と調整しながら検討していきたいと考えております。また、大下医師や本川根診療所の倉田医師が長年にわたりまして町内の医療体制を確立、維持してきたことを尊重しながら、慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第 1 1 川根本町議会議員派遣の件

○議長（太田侑孝君） 日程第11、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩とします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開きます。

議会運営委員会は議員控室で行いますので、議会運営委員と行政側で副町長、総務課長の出席をお願いします。町長、教育長、その他の議員は大会議室のほうへ移動をお願いします。以上です。

再開はその後にします。

御苦労さまでした。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時50分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（太田侑孝君） お諮りします。

ただいま町長から議案2件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程（第2号の追加1）のとおり、追加日程第1から第2として議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程（第2号の追加1）のとおり、追加日程第1から第2として議題とすることに決定しました。

---

◇

**◎追加日程第1 議案第32号 平成29年度川根本町一般会計補正予算（第2号）**

○議長（太田侑孝君） 追加日程第1、議案第32号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第32号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第2号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,026万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億3,031万3,000円としたいものであります。

今回の補正は、国民健康保険税の本算定に伴い国民健康保険事業特別会計繰出金の増額をお願いするもので、歳出におきましては第3款民生費、第1項社会福祉費において国民健康保険特別会計繰出金の増額を、これに伴う歳入として第17款繰入金、第2項基金繰入金として財政調整基金の取り崩しをお願いするとともに、第18款繰越金、第1項繰越金として前年度の歳計剰余金の一部を計上するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎追加日程第2 議案第33号 平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（太田侑孝君） 追加日程第2、議案第33号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第33号です。平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,133万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,033万円としたいものであります。

今回の補正は、国民健康保険税の本算定に当たり、被保険者区分ごとの平成26年度から平成28年度の年間給付費額から今年度の給付費を見込んだ結果に基づき、保険税の減額や各交付金及び繰入金等の補正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月23日午前9時に開会し、一般質問及び議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時54分